

市政トピックス

5月1日～7日は
「憲法週間」です

名古屋家庭裁判所事務局
総務課 庶務係 (☎052(223)0994)

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日～7日を、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年、憲法週間の時期に法廷等見学ツアーや各種説明会などの行事を積極的に進めています。憲法週間の行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判員制度の理解を深めていただければ幸いです。

間もなく、「裁判員制度」が始まってから4年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

【裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内等の各種情報】裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)

【裁判員制度の詳しい情報】裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)

5月5日～11日は
「児童福祉週間」です

子ども課 子育て支援係
(☎95(0120))

平成25年度児童福祉週間標語
”君がいる
ただそれだけで
うれしいよ“

毎年5月5日の「こどもの日」からの一週間は「児童福祉週間」です。これは、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的として定められています。

この機会に、家庭での親子のふれあいや地域での子どもの健全育成、児童虐待問題や児童の権利について考えてみましょう。

自動車税の納税をお忘れなく

県西三河県税事務所自動車税グループ
(☎0564(27)2712)

5月31日(金)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの人に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それ

らの手続きが3月末日までに行われていない可能性がありますので、お早めにご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に連絡ください。

母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 (☎052(915)8862)

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

講座種目	会場	定員	日程(6月～10月)
パソコン講習(初級)	名古屋 豊橋	各20人	土曜日(全15回)
調剤薬局事務	名古屋	20人	土曜日(全7回)
介護職員初任者研修(介護員養成・通信)	名古屋	40人	土曜日(全16回) ※指定の期間中、自宅学習40.5時間あり

5月12日は民生委員・児童委員の日です

福祉課 保護支援係 (☎95(0149))

民生委員・児童委員は、地域福祉向上のため、住民の立場に立ち、困っている人からの相談や行政機関への橋渡し役として日々活動しています。その活動の一例として、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動、紙おむつや歳末義援金の配布、学校関係の会議等への参加、小学生の登下校に合わせた防犯パトロール、災害時要援護者登録台帳作成等があります。

また、民生委員には守秘義務があり、「広げよう地域に根ざした思いやり」のキャッチフレーズのもと、安心して住み続けられる地域づくりに尽力していますので、お気軽にご相談ください。詳しい担当地域や連絡先等については、福祉課へお問合せください。

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

ふとんの洗濯・乾燥サービス

長寿介護課 長寿企画係

(☎)0150

家庭でねたきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯、乾燥を無料で行います。

▼対象者

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人

②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容 掛ふとん・敷ふとん・毛布各1枚の洗濯・乾燥(ただし、羊毛ふとんなど特殊なものは除きます。)

▼実施日

(回収日) 5月20日(月)・21日(火)

(配達日) 5月28日(火)

※今年度から回収・配達までの期間が延長されますので、ご注意ください。

▼申込み 5月13日(月)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話での申込みも可能です。



みんなでつくりわがまちを!

町内会加入のご案内

▼町内会とは

町内会は、町などの一定区域に住む人々の意志に基づいて結成された任意団体で、市内には31の町内会があります。(町内会の無い地域はありません)

▼町内会の必要性

地域の安心安全で明るく住みよいまちづくりには、お住まいの地域で実施される活動に積極的に参加し、ともに助け合い、協力をしていくことが大切です。

東日本大震災のような大規模災害の発生が、東海地区でも危惧されています。市職員や消防職員などがすぐに現地に駆けつけることができるのは限りません。いざという時、頼りになるのは身近なご近所さんです。

町内会は、皆さんの生活に密接な自主活動を行っていますので、積極的に町内に加入していただくようお願いいたします。

町内会への加入等のお問合せは、各町の区長さんまでご連絡ください。

▼問合せ 協働推進課 協働人権係 (☎)0144



町名	氏名	住所	電話	町名	氏名	住所	電話
長篠町	竹中 一男	弘栄2-40-3	81-0598	八ツ田町	高木 実	八ツ田町曲り46-4	81-9914
山 町	酒井 政則	山町桜馬場29-19	82-2291	牛 田 町	野村 薫	牛田町東前62-1	81-0214
山屋敷町	松尾 昌明	山屋敷町富士塚1-118	81-3677	南 陽 区	野村 賢孝	南陽1丁目47	81-1764
中山町	林 重夫	中山町神狭間20-2	82-4593	八 橋 町	岩堀 行雄	八橋町西出口37-2	82-1428
中 町	澤田 英樹	中町中39	81-0022	来迎寺町	竹本 敏雄	来迎寺町足軽36	82-1081
新地町	三宅 守人	新地町吉良道東3	81-0033	昭和1丁目	川井 士郎	昭和1丁目1-1	81-2055
本 町	塚本 秋夫	本町本30	81-0043	昭和2丁目	角田 良三	昭和2丁目2-16	82-2193
宝 町	近藤 攻	池端1丁目1-55	81-0007	昭和3丁目	松倉 孝雄	昭和3丁目3-2	83-9655
西 町	關 勝	西町新川26-10	82-3254	昭和3丁目1	小川世伊子	昭和3丁目1-1(33-303)	81-6331
逢妻町	川嶋 松夫	逢妻町桜7-17	82-3632	昭和4丁目	大嶽 賢司	昭和4丁目14-4	81-8988
西丘町	津田 鎮福	西丘町西丘14-3	82-4667	昭和5丁目	沖田 洋治	昭和5丁目10-23	82-8378
上重原町	杉浦 三男	上重原町寺内11	080-4303-8815	昭和6丁目	久保田忠邦	昭和6丁目1(58-103)	83-2605
弘法町	石川 美幸	弘法町弘法山24-15	090-4112-8914	昭和7丁目	高笠原晴美	昭和7丁目1(43-406)	83-1805
西中町	鳥居 進郎	西中町永崎125	81-2745	昭和8丁目	石川 博文	昭和8丁目1(24-304)	81-7321
新林町	加藤 幸男	新林町平草52-1	090-8132-2232	昭和9丁目	嶋田 義雄	昭和9丁目4(1-106)	090-4259-3758
谷 田 町	神谷 鉄治	谷田町南屋下39	81-1796				

(平成25年4月1日現在)

**総合治水をご存知ですか？
5月15日(水)～21日(火)は総合治水週間です**



■特定都市河川浸水被害対策法の適用

県は、「総合治水対策」をより確実に推進するため、二級河川境川・逢妻川・猿渡川に流れ込む流域（境川流域）を、平成24年4月1日から特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次のような取組が行われています。

□雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為）土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為は愛知県知事等の許可が必要となり、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設（雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする施設）の設置が必要となります。

□流域水害対策計画の策定
県と対象市町、河川と下水道が共同して、内水被害と外水被害を軽減するための整備内容を定めた



計画策定を進めています。

□保全調整池の指定

知立市開発等事業に関する手続条例等に基づいて整備された防災調整池を保全調整池に指定し、埋立等の行為について届出制として保全を図ることができます。

▼問合せ 「雨水浸透阻害行為許可に関する事」知立建設事務所河川整備課（☎826489）

「その他に関する事」県建設部河川課（☎052(95)6555）、市役所土木課（☎950127）

■進む開発と高まる浸水被害の危険性
山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入り、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、山林や田畑の適正な保全や、雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて非常に重要となっています。

雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。



地表がコンクリートやアスファルトで覆われ、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

□開発が進む前



□開発が進んだ後



■浸水被害を防ぐ総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っています。ただ、それだけでは急激な開発によって増加する雨水を完全に流すことができません。流域内に雨水貯留浸透施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

「河川の改修」と「流域内での対策」さらに洪水や浸水が起こった時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から県や近隣市町と共に総合治水対策を行っています。

■家庭でもできる取り組み

市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に家庭でもできる取り組みを推奨しています。降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にするなどして川に短時間で雨水が流れないように対策を行う人に対して補助金を交付する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■ビジュアルボードフェア
雨水被害や対策の様子など総合治水対策を理解していただくために、写真や図を用いたパネルの展示を行います。

▼とき・ところ 8月24日(土)～29日(木) 中央公民館ロビー

9月7日(土)～12日(木) 知立建設事務所玄関ロビー

■洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップには、過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を掲載しています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。

日常から大雨などの危険時に備え、どのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど、現地を見ておくことも大切です。洪水ハザードマップは土木課窓口で配布しており、市ホームページでも閲覧できます。

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sougo-chisu.jp>

▼問合せ 土木課 土木係（☎950127）

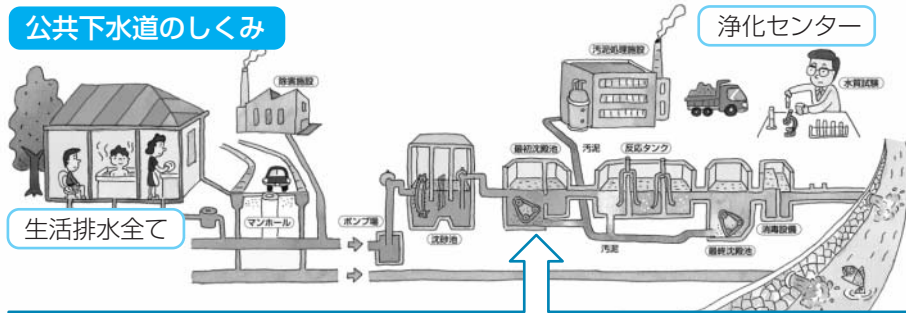
市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)

※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141

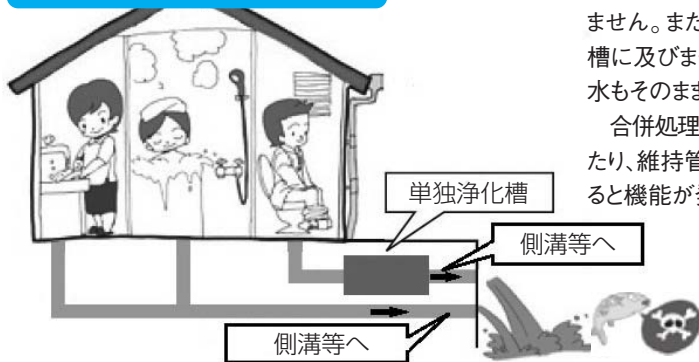
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

公共下水道のしくみ



下水道に流された排水は、地中管を通り、処理場できれいになってから河川や海に流すため、環境がよくなります。

下水に接続されていない家庭



単独浄化槽はトイレの汚水しか処理しません。また、処理能力も合併処理浄化槽に及びません。お風呂や台所からの汚水もそのまま川や海に流れます。

合併処理浄化槽でも、機器に不備があったり、維持管理が行われていなかったりすると機能が発揮されません。維持管理費(清掃・点検・電気料等)はずっと必要になります。※ほとんどの場合下水道使用料より高額です。

ご家庭からの排水は側溝等を通して川や海にそのまま流れ込みます。

より快適で文化的な住環境のため **下水道への早期接続** をお願いします。

下水道に接続しましょう！

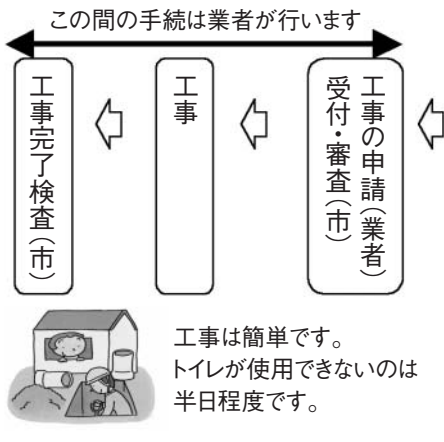
下水道が使えるようになったら(下水道が整備されたら)、速やかに下水道に接続しましょう。このことは、下水道法という法律で義務付けられています。(下水道法第10条)なお、「くみ取り式トイレ」は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが義務付けられています。(下水道法第11条の3)

○下水道に接続するには、排水設備を下水道へ接続・切替えをする工事が必要です。(工事費用は自己負担)

※排水設備とは、家庭から出る生活排水をトイレの排水と一緒に下水道へ流すための排水管やますなど設備をまとめていいます。

○下水道が使えるまでの流れ

工事を指定工事店に依頼する。(設計・見積・契約)



下水道が使えます。(新たに、下水道使用料を水道料金とともに納めていただきます。)

○工事は指定工事店で

工事をする場合、知立市排水設備工事指定工事店に依頼してください。

い。指定工事店以外のところで行うと、無資格工事となり工事のやり直しや罰則が課せられます。(市公共下水道条例7条)

指定工事店は、工事の施工に必要な知識や技術を持っていると市が認め指定した業者で、接続に必要な申請等も代行します。

排水設備の工事を行う場合は、指定工事店へ気軽にご相談ください。指定工事店は下水道課にお問合せいただくか、市ホームページでご確認いただけます。

※工事費用は内容や条件によって異なりますので、複数の業者から見積もりをとり、わからないことはよくご相談されることをお勧めします。

○改造資金の融資を幹旋します

市では水洗化を促進するため、下水道の供用開始の日から3年以内限り、今まで使用していたくみ取り便所から水洗トイレへの改造工事や、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事をされる人を対象に工事資金の融資あつせん(利子の補給)制度を設けています。

○浄化槽転用補助制度

今まで使用していた浄化槽を、敷地内に降った雨水を貯留する施設として転用するための改造をされる場合の補助金制度もあります。ぜひご利用ください。

▼問合せ 下水道課 下水道係 (☎0159)

野外彫刻清掃 参加者募集!

～知立の彫刻をみんなで綺麗にしませんか?～

図書館前にある遊歩道一帯（公園通）には、文化会館で毎年開催している野外彫刻プロムナード展の関連作品が常設されています。

作品は平成15年から順次設置をしてきましたが、汚れが目立つ作品も出てきています。そこで、2回目となる作品の清掃活動を市民参加で実施します。清掃を通して作品にふれあうことは、貴重な芸術体験になります。ぜひご参加ください。

▶とき 5月18日(土) 午前9時30分受付開始 午前10時～正午まで清掃

▶集合場所 図書館 正面玄関前（南側入口）

▶持ち物 雑巾、軍手

▶その他

・少雨決行ですが、当日判断に迷う場合は、担当（☎090-2262-9229）にご連絡ください。（当日のみ有効）

・清掃は作品を磨くほか、周囲のゴミ拾いや草取りも行います。

▶申込み・問合せ 5月17日(金)までに電話またはEメールで、参加する人の①氏名②電話番号を都市計画課都市企画係（☎95-0129 Eメール tosikeikaku@city.chiryu.lg.jp）へ。



西三河都市計画下水道事業
知立公共下水道の計画変更
図書の縦覧

下水道課 下水工務係

（☎95）0134

都市計画法による西三河都市計画下水道事業知立公共下水道の事業計画変更の認可を受けましたので、計画変更図書を縦覧しています。

▼縦覧場所 下水道課（市役所2階）
午前9時～午後5時（市役所の閉庁日を除く）

水防訓練を行います

安心安全課 防災係（☎95）0160

台風や大雨などの風水害に対応するため、5月26日(日)に水防訓練を実施します。当日は同報無線による放送や、広報車のスピーカーを使用した広報活動が行われますので、ご理解とご協力をお願いします。



第1回危険物取扱者保安講習会

（社）愛知県危険物安全協会連合会

（☎052）9616623

衣浦東部広域連合消防局 予防課
危険物係（☎63）0137

▼とき・ところ 左表のとおり

講習日	開催会場	講習種別		
		給油取扱所	特定事業所	一般
6/24(月)	ウィルあいち（名古屋市）	午前		午後
6/25(火)	〃	午後		午前
6/26(水)	〃		午後	午前
6/27(木)	〃			午前・午後
6/28(金)	〃	午後		午前
7/1(月)	〃		午前	午後
7/2(火)	〃			午前・午後
7/3(水)	〃	午前		午後
7/5(金)	稲沢市民会館	午前		午後
7/9(火)	大府市勤労文化会館		午前	午後
7/12(金)	ライフポートとよはし	午前		午後
7/17(水)	高浜市立中央公民館	午後		午前
7/19(金)	刈谷市産業振興センター	午前		午後

▼受講申請書等の配布 5月10日(金)から各消防署（予防係）、県民生活プラザで配布します。

▼受講手数料 4千700円（愛知県証紙により納付）

▼申込み 5月13日(月)～31日(金)までに所定の封筒で郵送してください。

救命講習会(5月開催分) 大切な人の命をつなぐ心配蘇生法。自信を持ってできるよう救命講習会に参加しましょう。

会場	碧南消防署	高浜消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	5月18日(土) 午前9時～正午	5月19日(日) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	5月5日(祝) 午前9時～ (☎41-2625) 救急係へ	5月5日(祝) 午前9時～ (☎52-1190) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課（☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>）